

昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(在外職員の給与)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基いて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五条の規定を除く。)の規定に基づいて支給する。

(給与の支払)

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者に対することができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

4 第一項の規定にかかるわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該期間が一年を超えるときは、当該期間が一年から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。)に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間(以下この項並びに第十二条の二第三項及び第七項において「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合 家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合 次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間
(在勤手当)

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するため支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう、在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するため支給する。

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十条又は第十二条の規定により公邸又は無料宿舎の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充當するために支給する。

5 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

6 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校を除く。)において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

年を経過する日までの間にあるもの

て配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

（配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当）

配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

第十五条（配偶者手当の支給額）

第十五条の二 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地（以下この項及び第五項において「指定地」という。）に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女（六歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

一 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

ハ 前号ロに規定する額

二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地において標準的であると認定する額

3 在外職員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が当該在外公館の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けたときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に規定する額に算入した額とする。

一 在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地において学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

二 前項第一号ロに規定する額

三 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（外務大臣が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が

当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十五万円を限度とする。

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女（六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、四万三千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

4 前項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

（館長代理手当の支給額）

第十六条 館長代理手当の支給額は、館長代理手当を受ける在外職員が現に受けた在勤基本手当の支給額の百分の十に相当する額とする。ただし、その額と当該在外職員の現に受けた在勤基本手当の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤基本手当の支給額を超えることができない。

（館長代理手当の支給期間）

第十七条 館長代理手当は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなくなつた日まで支給する。ただし、当該代理期間が六十日未満のときは、この限りでない。

（特殊語学手当）

特殊語学手当は、政令で定めるところにより、在外職員が現に受けた在勤基本手当の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。

（研修員手当の支給額）

研修員手当の月額は、号の別によつて別表第三に定める額とする。

2 研修員手当の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

4 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（外務大臣が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が

フィンランド	一三、八	五〇、九	九、五	二、八	一〇、一	四	〇二五、四〇
ルクセンブルグ	一四、四	一一、二	九、六七	八	一〇、一	二	四
ジヨルダン	一五、〇	一一、九	五二	七	〇〇、一〇	二	五
リビア	一三、八	一〇、八九、三八	四	八	〇八、九四	〇	一〇
テュニジア	一三、八	一一、〇	四	八	〇八、九四	〇	一〇
ダツカ	ダマスカス	一〇、八九、三八	四	八	〇八、九四	〇	一〇
ブレトリア		一〇、八九、三八	四	八	〇八、九四	〇	一〇
総領事館	領事館	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
ダツカ	ダマスカス	五、〇八八	四、六五六	四、七五二	四、三三〇	四、四〇四	四、八〇八
ダツカ	ダマスカス	五、一八四	四、八四八	四、一五一	三、八八八	三、九六〇	三、五二八
ダツカ	ダマスカス	五、二八〇	四、五七二	四、一五一	三、七三二	三、三二四	三、三二四
ダツカ	ダマスカス	五、九八〇	四、五七二	四、一五一	三、七三二	三、三二四	三、三二四
ダツカ	ダマスカス	五、四九六	四、五七二	四、一五一	三、七三二	三、三二四	三、三二四
ダツカ	ダマスカス	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇	一
ダツカ	ダマスカス	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四	二
ダツカ	ダマスカス	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇	三
ダツカ	ダマスカス	四、九八〇	四、五七二	四、一五一	三、七三二	三、三二四	四
ダツカ	ダマスカス	五、九〇四	四、四一二	四、九二〇	四、四二八	三、九三六	五

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附 則 (昭和三八年四月一日法律第七三号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

附 則 (昭和三九年五月一日法律第八〇号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在マラヤ連邦

日本大使館、在シンガポール及び在ソーラズベリーの各日本國總領事館に関する部分は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月四日法律第五五号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイ

附 則 (昭和四一年四月二六日法律第五八号)

この法律は、公布の日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月五日法律第三三号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリ

ア連邦及び在コンゴー(レオボルドヴィル)の各大使館に関する部分は、公布の日から施行す

称名の館	在外	号別	1	2	3	4	1
は又事	總領	1号					この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。
		2号					附 則 (昭和四年一月二二日法律第一二六号)
		3号					この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本國大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本國總領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。
		4号					第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち、在インドネシア及び在パキスタンの各日本國大使館並びに在ジャカルタ日本國總領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。
		5号					1 この法律は、昭和四十六年三月二七日法律第八号)抄
		6号					1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
		7号					1 在ミュンヘン日本國總領事館並びに在エドモントン及び在オーケランドの各日本國總領事館及び各日本國領事館に関する部分並びに別表第を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三号)附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百二十六号)附則第一項ただし書に規定する各日本國大使館及び各日本國總領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの政令で定める日
		8号					2 別表第二の改正規定中、在インドネシア、在セイロン及び在コンゴー(キンシヤサ)の各日本國大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニューヨークの各日本國總領事館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百二十六号)附則第一項ただし書に規定する各日本國大使館及び各日本國總領事館に関する部分
		9号					2 改正後の別表第三中、在ソヴィエト連邦日本國大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。
		10号					2 改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。
		11号					3 昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額を「アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦通貨の額(以下「旧在勤基本手当額」という)」が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。
		12号					4 在ダツカ日本國總領事館並びに在ブリストン及び在イスタンブルの各日本國領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は總領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。
		13号					一 在勤基本手当

在 ダ ッ カ 事 館 總 領 事 館 日本 国	在 外 公 館 の 名 称	住 居 手 当	在 館 事 領 國 本 日 ル ブ ン タ ス イ	在 館 事 領 國 本 日 ン ベ ス リ ブ	在 館 事 領 總 國 本 日 カ ツ ダ	在 館 事 領
			0 0 0 , 0 3	0 0 0 , 0 3	0 0 0 , 0 5	3 円
1 円 0 1 0 0 9 , 0 ,	1 号	号別	0 0 6 , 3 7	0 0 3 , 6 0	0 0 2 , 5 0	3 円
9 円 0 9 0 , 0 ,	2 号		0 0 7 , 2 3	0 0 1 , 6 6	0 0 1 , 8 8	2 円
8 円 0 2 0 , 0 ,	3 号		0 0 9 , 1 9	0 0 8 , 5 2	0 0 0 , 1 7	2 円
6 円 0 5 0 , 0 ,	4 号		0 0 3 , 2 6	0 0 0 , 1 9	0 0 2 , 9 2	2 円
5 円 0 2 0 , 5 ,	5 号		0 0 6 , 2 4	0 0 9 , 7 6	0 0 4 , 1 0	2 円
4 円 0 2 0 , 0 ,	6 号		0 0 8 , 7 2	0 0 6 , 0 5	0 0 8 , 0 8	1 円
			0 0 3 , 8 1	0 0 9 , 8 3	0 0 6 , 6 6	1 円
			0 0 4 , 8 0	0 0 5 , 7 2	0 0 8 , 2 5	1 円
			0 0 6 , 9	0 0 8 , 5 1	0 0 9 , 8 3	1 円
			0 0 7 , 8	0 0 1 , 4 0	0 0 0 , 5 2	1 円
			0 0 8 , 8	0 0 7 , 2	0 0 2 , 1 1	1 円

正規定は昭和四十八年七月一日
改正後の別表第三の規定(左)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中アトランタ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改三見三よろづヨリハニシテ一の延べ一。

附 則 (昭和四八年六月一日法律第三二号)	在 本 国 領 事 館	在 ブ リ ス ペ ン 日
日本國領事館	在イスタンブル	
	1 0 0 0	1 5 0 6 ,
	9 0 0	8 0 8 ,
	0	0
	8 0 0	7 0 2 ,
	6 0 0	5 0 9 ,
	5 0 0	4 0 6 ,
	5	5
	4 0 0	3 0 7 ,
	0	0

2 改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本大使館に関する部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

3 昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

4 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他の子女教育手当の支給に必要な経過措置は、外務省令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本國領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十条第一項、第十二条第一項、第二十条の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在グレナダ、在パハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本国總領事館**に関する部分は、政令で定める日から施行する。
この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附則（昭和五一年六月五日法律第六〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中、在スリナム、在カーボ・ヴエルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジン・パンダン及び在ホラムシャハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年六月一七日法律第七二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第

2 エルの各日本大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月一五日法律第七一號）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与及び在トウヅアルの各日本国大使館並びに在広州、在ボストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年三月三一日法律第一五號）

- この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。
- この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年五月二日法律第三三號）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年三月三一日法律第一五號）

- この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年三月三一日法律第一五號）

- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年三月三一日法律第九號）

- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一三日法律第二三號）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年一二月二一日法律第九七號）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月二一日法律第九七號）抄

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六一年四月三〇日法律第三九號）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六二年三月三一日法律第六號）
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月一七日法律第三五號）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年三月三一日法律第八號） この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日法律第八號） この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、ナミビア日本大使館に関する部分は、エディンバラ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年三月三〇日法律第五號） この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、ナミビア日本大使館に関する部分は、エディンバラ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年一二月一四日法律第一〇二號） この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、ナミビア日本大使館に関する部分は、エディンバラ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年三月三一日法律第三號） この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、ギルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ラトヴィア及びリトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、デトロイト及びウイニペッグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年三月三一日法律第三號） この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、ギルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ラトヴィア及びリトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、デトロイト及びウイニペッグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年三月三一日法律第二號） この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、マケドニア旧ユーゴー・スラヴェニア共和国及びエリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年三月二三日法律第三三號） この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年七月一日法律第八三號） この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、マケドニア旧ユーゴー・スラヴェニア共和国及びエリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年六月一五日法律第三三號） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年六月一五日法律第三三號） この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する部分は、マケドニア旧ユーゴー・スラヴェニア共和国及びエリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年三月二三日法律第三三號） この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年三月三一日法律第一〇號） この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在アンドラ**、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツエゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年三月三一日法律第一九号）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中**在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分**、別表第一の三、領事館の表を削る改正規定、別表第一の四、政府代表部の表を別表第一の三、政府代表部の表とする改正規定、別表第二の三、領事館の表を削る改正規定並びに別表第二の四、政府代表部の表を別表第二の三、政府代表部の表とする改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月四日法律第六六号）抄

（施行期日等）
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年一二月一〇日法律第一一二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（同じ。）の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（百分の五十）を

「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定

平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在デンヴァー**日本総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ポン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中**在ベルリン日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在デンヴァー**日本総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ポン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中**在ベルリン日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日法律第一五号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年三月三一日法律第一五号）

（施行期日）
この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月三一日法律第七号）

（施行期日）
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中**在東チモール日本国大使館に関する部分**は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める

日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日法律第四号）

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中**在チエンマイ日本国総領事館に関する部分**及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月三一日法律第六号）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマティ」を「アстана」に改める部分並びに**在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日法律第一三六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一一号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二一日法律第三四号）

（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二二日法律第三四号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中**在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分**は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二二日法律第三四号）

この法律は、公布の日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第五項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧法下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかるわらず、当該旧法下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

附 則（平成二十年四月一日法律第四号）

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六条第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額について

は、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかるらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

附 則（平成二一年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外レシフエ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年五月二九日法律第四一号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日法律第九号）

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外コタキナバ尔日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年四月二七日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年九月五日法律第七〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則（平成二六年三月三一日法律第三号）

この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月二二日法律第一三号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定（二 総領事館の表中南米の項中在外レオンド日本国総領事館に係る部分及び同表欧洲の項中在外ブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧洲の項中「ジョージア」とあらわす、「グルジア」とする。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一〇号）

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三一日法律第二号）

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（令和一年三月三一日法律第一〇号）

この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第六号）

この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

別表第一 在外公館の名称及び位置（第一条関係）

地域	名称	国名	位置	地名
アジ	在インド日本国大使館	インド	印度	ニューデリー
アジ	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	印度尼西亚	ジャカルタ
アジ	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	柬埔寨	プノンペン
アジ	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	新加坡	シンガポール
アジ	在スリランカ日本国大使館	スリランカ	斯里兰卡	科伦坡
アジ	在タイ日本国大使館	タイ	泰国	曼谷
アジ	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	韩国	ソウル
アジ	在中華人民共和国日本国大使館	中華人民共和国	中华人民共和国	北京
アジ	在ネパール日本国大使館	ネパール	尼泊尔	加德满都
アジ	在パキスタン日本国大使館	パキスタン	巴基斯坦	伊斯兰堡
アジ	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	文莱	斯里巴加湾市
アジ	在ベトナム日本国大使館	ベトナム	越南	河内
アジ	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	文莱	斯里巴加湾市
アジ	在東ティモール日本国大使館	東ティモール	东帝汶	帝力
アジ	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	菲律宾	马尼拉
アジ	在ブータン日本国大使館	ブータン	不丹	廷布
アジ	在マレーシ亞日本国大使館	マレーシア	马来西亚	吉隆坡
アジ	在ミャンマー日本国大使館	ミャンマー	缅甸	仰光
アジ	在モンゴル日本国大使館	モンゴル	蒙古	乌兰巴托
アジ	在モルディブ日本国大使館	モルディブ	马尔代夫	马累
アジ	在ラオス日本国大使館	ラオス	老挝	万象
オーストラリア	在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	澳大利亚	堪培拉
キリバス	在キリバス日本国大使館	キリバス	基里巴斯	南塔拉瓦

マ	ミ	シ	マ	ム	ベ	イ	ブ	ン	ブ	ピ	フ	モ	東	ユ	ラ	バ	タ	パ	ル	ネ	国	民	中	国	大	タ	ン	ス	ボ	シ														
	ヤ	ア	レ	ト	ル	ー	ブ	ー	ン	イ	フ	ー	東	ユ	ラ	バ	タ	パ	ル	ネ	国	民	中	国	大	タ	ン	ス	ボ	シ														
ン		ン	ー	ナ	ー	ナ	ー	ナ	ー	タ	ー	ル	ー	テ	ー	デ	ー	ン	ー	キ	ー	パ	ー	共	ー	韓	ー	カ	ー	リ	ー	ル	ガ											
0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	6	0	,	6	0	,	7	0	,	7	0	,	7	0	,	6	0	,	8	0	,	6	0	,	6	0	,	5	0	,	6
0	6	0	5	0	7	0	8	0	6	0	2	0	2	0	4	0	2	0	2	0	7	0	3	0	9	0	9	0	5	0	9	0	9	0	5	0	9							
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	7	0	,	7	0	,	6	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	6			
0	4	0	0	0	2	0	6	0	4	0	2	0	0	0	2	0	7	0	5	0	6	0	8	0	8	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	6	0	,	4	0	,	4	0	,	5	0	,	6	0	,	4	0	,	6	0	,	6	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	5			
4	0	5	6	2	8	1	2	4	0	7	9	4	6	8	8	8	4	7	1	8	1	4	1	4	1	0	1	7	7	7	3	9	1	6	7	7	7	7						
0	7	0	4	0	6	0	1	0	6	0	1	0	2	0	6	0	0	5	0	5	0	6	0	2	0	4	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5						
0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	5	0	,	4	0	,	6	0	,	6	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	5			
7	8	9	4	9	6	3	0	5	8	1	7	9	4	1	6	3	2	5	9	9	9	3	2	4	2	5	8	1	5	5	0	5	0	5	0	5	0	5						
0	6	0	5	0	7	0	0	0	6	0	3	0	1	0	6	0	3	0	7	0	1	0	4	0	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	5	0	,	4	0	,	6	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	5			
6	5	1	1	3	4	0	6	7	5	1	4	1	1	1	3	2	9	2	7	2	5	5	9	9	8	0	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
0	5	0	8	0	0	0	9	0	6	0	5	0	1	0	5	0	7	0	0	6	0	1	0	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	5	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4			
9	0	6	7	4	9	9	1	0	1	0	4	9	9	5	4	8	6	5	7	2	6	9	9	3	7	3	9	1	6	6	1	6	1	6	1	6	1							
0	3	0	1	0	4	0	6	0	7	0	8	0	9	0	3	0	3	0	4	0	6	0	6	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4			
2	5	2	2	5	4	8	6	5	5	7	5	7	0	7	3	0	1	2	7	0	3	3	8	5	7	8	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	2	0	5	0	8	0	4	0	7	0	1	0	8	0	1	0	0	0	9	0	7	0	2	0	9	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	4	0	,	2	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	4	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	3			
4	0	7	7	6	0	7	1	8	0	1	0	4	5	1	8	5	6	7	3	5	7	7	2	3	2	7	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
0	0	0	8	0	2	0	2	0	7	0	5	0	7	0	0	0	6	0	3	0	7	0	7	0	5	0	7	0	5	0	7	0	5	0	7	0	5	0						
0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2			
0	5	4	8	6	0	7	1	6	7	6	4	1	7	3	6	3	3	9	8	2	0	8	9	8	4	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1							
0	9	0	1	0	4	0	6	0	7	0	8	0	9	0	3	0	3	0	4	0	6	0	6	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2			
3	3	0	2	5	4	1	5	3	4	1	4	9	9	0	1	2	1	7	0	0	1	6	2	6	8	7	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7	1							
0	8	0	3	0	7	0	0	8	0	9	0	5	0	8	0	4	0	9	0	6	0	2	0	0	0	0	4	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0						
0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2			
6	1	4	0	1	2	3	2	4	2	4	3	4	7	4	9	7	9	9	6	1	8	3	4	5	3	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1						
0	7	0	4	0	0	9	0	9	0	8	0	0	5	0	7	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0						
0	,	2	0	,	1	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	3	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2			
0	9	8	8	8	1	5	0	6	0	8	1	0	5	7	7	3	7	7	4	3	5	5	1	9	1	5	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1						
0	7	0	5	0	0	0	8	0	8	0	8	0	1	0	5	0	6	0	9	0	2	0	8	0	8	0	6	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0						
0	,	5	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0	,	5			
8	6	0	9	6	6	6	6	8	5	9	5	8	5	8	5	6	0	4	2	6	6	8	5	3	4	0	4	9	2	7	4	7	4	7	4	7	4	7						
0	9	0	7	0	8	0	8	0	8	0	4	0	6	0	4	0	9	0	0	0	8	0	4	0	1	0	3	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0						
0	,	5	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	2	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	3			
6	1	1	4	0	1	0	1	7	0	5	0	7	0	3	5	5	6	0	1	7	0	5	9	3	8	6	8	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4						
0	5	0	3	0	6	0	6	0	7	0	4	0	7	0	8	0	7	0	6	0	6	0	7	0	2	0	8	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0						
0	,	4	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	4	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	,	0	,	3	0	,	3	,	3			
2	7	0	0	8	7	8	7	0	7	5	6	0	7	2	1	1	2	8	7	0	7	5	5	5	4	8	4	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2						
0	2	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	0	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	,	4	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	,	0	,	3	0	,	3	,	3			
5	5	5	7	8	5	8	5	1	5	6	4	1	5	6	9	0	0	8	5	1	5	0	3	0	1	0	3	0	1	0	3	0	1	0	3	0	1	0						
0	0	0	8	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6	0	4	0	2	0	1	0	4	0	2	0	1	0	4	0	2	0	1	0	4	0						
0	,	4	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	3																					

米南中										米北																					
マ	グ	バ	キ	ナ	ガ	ル	エ	ド	エ	ア	ウ	ダ		ア	イ	ア	ン	ア	カ	国	カ	ア	ネ	ミ	ヤ	マ		フ	バ	ラ	オ
ア	ラ	ユ	イ	パ	ル	ク	ル	ア	ア	イ	ル	・	・	・	・	・	・	チ	ナ	ダ	合	メ	シ	ク	ル		イ	ジ			
0	, 7	0	, 7	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	0	, 6	0	, 9	0	, 6	0	, 7	0	, 5	0	, 6	
0	1	0	5	0	2	0	3	0	8	0	5	0	2	0	5	0	3	0	0	0	3	0	0	0	5	0	6	0	5	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	, 6	0	, 7	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	0	, 5	0	, 6	0	, 6	0	, 7	0	, 5	0	, 6	
0	9	0	3	0	0	0	1	0	6	0	2	0	0	0	3	0	7	0	0	7	0	0	3	0	2	0	3	0	3	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	, 6	0	, 6	0	, 5	0	, 5	0	, 6	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	0	, 5	0	, 6	0	, 4	0	, 5	0	, 6	0	, 4	
3	4	9	9	6	6	0	7	4	1	3	8	6	6	9	8	1	2	5	2	6	8	4	8	1	9	6	8	0	6	0	6
0	9	0	1	0	3	0	9	0	5	0	3	0	3	0	3	0	8	0	9	0	6	0	8	0	6	0	6	0	6	0	6
0	, 6	0	, 6	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	0	, 5	0	, 6	0	, 4	0	, 5	0	, 6	0	, 4	
9	2	2	7	1	4	8	5	8	9	9	5	1	4	5	6	0	0	3	0	2	6	4	6	3	7	0	6	0	6	0	6
0	6	0	0	0	3	0	9	0	2	0	9	0	3	0	0	0	7	0	4	0	5	0	4	0	7	0	4	0	4	0	4
0	, 5	0	, 6	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	0	, 4	0	, 5	0	, 6	0	, 4	0	, 5	0	, 5	
3	9	7	3	3	1	0	3	8	5	9	2	3	1	5	2	3	7	6	6	0	3	5	2	0	4	0	3	0	3	0	3
0	3	0	7	0	2	0	1	0	8	0	4	0	2	0	5	0	5	0	6	0	3	0	8	0	9	0	0	0	0	0	0
0	, 5	0	, 5	0	, 4	0	, 4	0	, 5	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	0	, 4	0	, 5	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	
4	3	5	8	9	6	0	8	3	0	6	6	9	6	1	6	5	2	6	0	3	7	7	6	9	0	3	7	0	3	7	
0	7	0	3	0	0	3	0	2	0	6	0	0	0	7	0	2	0	3	0	9	0	8	0	1	0	3	0	3	0	3	
0	, 4	0	, 5	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	, 4	0	0	, 3	0	, 4	0	, 5	0	, 3	0	, 4	0	, 4	
5	8	3	2	5	0	3	0	3	8	4	3	5	0	7	0	7	6	7	4	6	2	9	0	8	5	6	1	1	0	6	
0	1	0	9	0	9	0	5	0	5	0	8	0	9	0	8	0	9	0	0	5	0	8	0	4	0	6	0	6	0	6	
0	, 4	0	, 4	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	0	, 3	0	, 3	0	, 4	0	, 3	0	, 3	0	, 3	
6	2	1	7	2	5	0	8	2	8	0	5	2	5	3	5	9	1	7	7	0	7	0	4	7	0	6	0	6	0	6	
0	5	0	5	0	8	0	7	0	9	0	0	0	8	0	0	0	6	0	7	0	2	0	9	0	7	0	0	0	0	0	0
0	, 3	0	, 4	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	, 3	0	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 3	
8	8	8	3	1	1	6	4	0	4	3	0	1	1	6	0	6	7	3	2	0	2	2	0	0	7	6	1	1	0	4	
0	0	0	1	0	7	0	8	0	4	0	3	0	7	0	3	0	4	0	0	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	, 3	0	, 4	0	, 2	0	, 3	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 3	0	, 2	
4	5	1	1	5	9	4	2	4	2	0	8	5	9	3	8	5	5	2	0	6	0	2	7	1	5	0	9	9	0	2	
0	8	0	0	0	6	0	9	0	1	0	0	0	6	0	0	0	3	0	2	0	7	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2
0	, 3	0	, 3	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 3	0	, 2	
1	3	4	8	0	7	2	1	8	9	6	5	0	7	9	5	4	3	0	7	1	8	3	5	3	3	3	6	0	6	0	6
0	6	0	8	0	6	0	0	0	8	0	6	0	6	0	6	0	2	0	7	0	6	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2
0	, 3	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	, 2	0	0	, 2	0	, 3	0	, 2	0	, 2	0	, 3	0	, 2	
7	1	8	6	5	5	0	9	2	7	3	3	5	5	6	3	3	1	8	5	7	6	4	2	5	1	7	4	0	6	0	6
0	3	0	6	0	5	0	1	0	6	0	3	0	5	0	3	0	1	0	1	0	4	0	9	0	3	0	6	0	6	0	6

ハ	ゲ	ニ	バ	ド	ダ	ト	国	カ	ド	カ	ド	チ	ル	セ	ン	ビ	セ	ト	ト	ク	セ	ム	ス	イ	ジ	ビ	コ	リ	コ	ダ	グ		
イ	ア	カ	ゴ	・	リ	共	ミ	ミ	ミ	リ	リ	シ	ン	ト	ン	ビ	・	ア	ト	セ	ト	ネ	ア	ス	ト	ナ	マ	ン	タ	ナ			
チ	ラ	ト	ト	ニ	ニ	和	ニ	二	二	二	二	ア	シ	ン	ン	ビ	・	ア	ト	セ	ト	ネ	ア	ス	ト	ナ	マ	ン	タ	ナ			
0	, 8	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6		
0	5	0	6	0	2	0	3	0	2	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	, 8	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6		
0	, 8	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6	0	, 6		
0	, 7	0	, 6	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5	0	, 5		
3	8	8	1	6	6	0	7	6	6	0	3	6</																					

州		歐														
ニア	ヤバ	ア	ラ	ア	ラ	コメ	ユホ	アボ	ペ	ズベ	エベ	ルブ	ドバ	アバ	バ	バ
アル	ンイ	ゼ	ンイ	ドル	ス	キ	ラン	リビ	ル	リ	ラネ	ラジ	スル	イラ	ハマ	ナマ
バ	ジル				シ				ー							
0	50	50	60	6	0	50	60	70	60	60	810	50	70	50	60	5
0	9	02	00	03	0	07	07	01	04	05	00	09	04	06	01	07
0	0	00	00	00	0	00	00	00	00	00	03	00	00	00	00	00
0	50	50	50	6	0	50	60	60	60	60	410	50	70	50	50	5
0	7	00	08	00	0	05	05	09	02	03	00	07	02	05	09	05
0	0	00	00	00	0	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
0	50	40	50	5	0	50	60	60	50	58	510	50	60	50	50	5
9	3	47	13	86	7	1	02	05	38	89	03	53	57	01	95	61
0	3	03	08	04	0	7	03	09	04	00	02	04	01	06	04	03
0	50	40	50	5	0	40	60	60	50	56	010	50	60	40	50	4
7	1	85	61	24	0	9	70	83	96	16	09	21	64	09	83	19
0	4	05	06	02	0	8	04	09	02	09	02	04	06	08	04	04
0	40	40	40	5	0	40	50	60	50	54	410	40	60	40	50	4
8	8	42	38	30	4	6	27	01	83	73	03	78	40	17	70	86
0	5	09	04	08	0	8	07	01	00	06	01	03	09	01	04	04
0	40	30	40	4	0	40	50	50	40	40	310	40	50	40	40	4
8	3	48	53	85	0	1	43	06	47	68	03	83	24	32	55	01
0	7	05	00	01	0	9	01	03	07	02	00	02	07	06	04	06
0	30	30	30	3	0	30	40	50	40	40	90	30	40	30	40	3
8	8	44	77	39	6	6	68	01	02	52	62	08	18	58	30	26
0	9	01	06	05	0	9	05	05	04	08	02	02	05	01	04	07
0	30	20	30	3	0	30	40	40	30	30	80	30	40	30	30	3
7	4	59	92	93	3	2	83	06	67	57	31	13	92	73	25	41
0	1	07	02	08	0	0	09	07	00	04	02	01	02	06	04	08
0	30	20	20	2	0	20	40	40	30	30	80	30	40	30	30	2
3	0	36	87	79	8	8	20	62	82	23	02	49	27	80	01	47
0	3	02	09	03	0	0	03	08	07	01	04	00	03	00	04	09
0	20	20	20	2	0	20	30	40	30	30	60	20	30	20	20	2
1	8	74	35	17	0	6	88	40	40	60	87	17	34	98	99	95
0	4	04	08	01	0	1	04	09	06	09	09	00	08	02	03	09
0	20	20	20	2	0	20	30	30	20	20	60	20	30	20	20	2
9	6	12	83	54	3	4	56	29	18	98	73	74	52	96	97	44
0	4	07	06	08	0	1	06	00	05	07	05	09	03	04	03	00
0	20	20	20	2	0	20	30	30	20	20	50	20	20	20	20	2
7	4	50	31	92	6	2	24	07	76	36	59	42	69	04	85	92
0	5	09	05	05	0	1	08	01	03	06	01	09	08	07	03	00

チク		スキ		ヤギ		スキ		ド北		スカ		ダオ		トオ		ニエ		英ンキウ		イウ		アイ		ラア		ニア	
アロ	ル	リ	ブ	リ	シ	ロ	アケ	ニマ	タザ	ラン	ラ	ア	ト	リース	アス	国	スズ	タバ	ナク	ラ	タリ	アタ	ド	アル	メ		
ア	ギ	シ	ロ	ロ	シ	ロ	ア	ニ	タ	ラ	ン	ア	ト	リ	ス	ス	タ	バ	ナ	ク	ラ	タ	リ	ド	アル	メ	
0	50	50	50	50	40	60	60	60	70	50	70	50	70	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	5			
0	2	03	01	03	07	00	01	02	01	05	05	05	05	05	05	07	07	04	02	02	02	02	02	07			
0	0	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00			
0	50	50	40	50	40	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	50	50	50	5			
0	0	02	09	01	05	08	09	05	09	05	09	03	03	03	03	05	05	05	08	09	09	09	09	09			
0	0	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00			
0	40	40	40	40	40	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	50	50	50	5			
4	6	09	46	07	82	35	35	35	00	56	58	60	22	33	95	01	01	01	01	01	01	01	01	01			
0	8	02	00	05	04	02	02	02	06	01	06	01	02	08	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03			
0	0	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00			
0	40	40	40	40	40	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	50	50	50	5			
4	6	09	47	04	40	33	23	88	04	06	18	60	71	73	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79			
0	9	06	02	06	09	04	00	01	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03			
0	20	20	20	20	20	30	30	30	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
9	6	12	83	54	34	56	29	18	98	73	74	52	96	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97			
0	4	07	08	05	04	02	02	02	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01			
0	0	09	06	05	05	02	02	02	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01	06	01			
0	30	30	30	30	30	40	30	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30			
7	7	61	36	08	84	26	84	88	26	26	26	41	32	63	14	32	63	14	32	63	14	32	63	14			
0	4	05	08	00	07	02	01	04	09	09	09	04	09	09	04	09	09	04	09	09	04	09	09	04			
0	0	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00			
0	30	30	30	30	30	40	30	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30	40	30			
9	2	47	32	53	30	11	68	22	12	61	87	98	87	87	78	58	58	58	58	58	58	58	58	58			
0	7	07	02	02	09	07	06	04	03	00	00	00	02	06	02	06	02	06	02	06	02	06	02	06			
0	20	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
0	8	23	27	08	97	17	43	66	97	95	22	53															

エ	ノ	タ	メ	ト	ド	リ	デ	チ	ス	タ	ジ	ア	セ	ニ	ス	キ	ン	ス	リ	ジ	ジ	リ	コ	
ル	ン	ニ	ル	イ	ク	ク	ク	エ	ジ	ジ	ジ	ア	ル	ス	ア	ロ	バ	ペ	ス	ア	ヨ	サ	ソ	
ウ	ス	ク	ク	ツ	ク	ク	ク	コ	ジ	ジ	ジ	ア	ビ	ス	ア	ロ	バ	イ	ス	イ	ノ	ノ	ボ	
0	,	6	0	,	8	0	,	6	0	,	7	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0
		0	8		0	7		0	9		0	0		0	9		0	4		0	5		0	5
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
0	,	6	0	,	8	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	8	0
		0	5		0	5		0	8		0	7		0	7		0	3		0	3		0	2
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
0	,	6	0	,	8	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	5	0	,	4	0	,	5	0
		0	1		8	0		3	4		1	2		1	3		3	9		2	0		5	7
		0	1		0	3		0	4		0	9		0	0		0	9		0	0		0	7
0	,	5	0	,	7	0	,	5	0	,	6	0	,	5	0	,	4	0	,	4	0	,	4	0
		6	8		4	7		5	2		0	0		9	0		7	8		1	8		4	5
		0	6		0	8		0	2		0	4		0	8		0	3		0	7		0	5
0	,	5	0	,	7	0	,	4	0	,	5	0	,	4	0	,	5	0	,	4	0	,	5	0
		9	4		4	4		8	8		2	6		1	7		3	6		5	5		8	4
		0	9		0	0		0	9		0	6		0	7		0	0		0	2		0	8
0	,	4	0	,	6	0	,	4	0	,	5	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	4	0
		8	8		0	7		4	3		3	0		1	2		4	2		8	0		1	9
		0	8		0	7		0	5		0	3		0	4		0	1		0	2		0	6
0	,	4	0	,	6	0	,	3	0	,	4	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0
		7	2		6	1		0	8		4	4		1	7		5	8		1	5		3	3
		0	7		0	3		0	1		0	0		0	1		0	2		0	7		0	3
0	,	3	0	,	5	0	,	3	0	,	3	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0
		6	6		3	5		6	2		5	7		1	1		6	4		4	0		5	0
		0	6		0	0		0	6		0	7		0	8		0	3		0	6		0	2
0	,	3	0	,	4	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	4	0	,	2	0	,	2	0
		7	1		6	9		0	8		1	2		7	7		4	1		2	7		3	6
		0	7		0	9		0	3		0	7		0	5		0	2		0	4		0	7
0	,	2	0	,	4	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0
		3	9		2	7		2	6		0	0		5	5		8	9		1	5		2	2
		0	3		0	4		0	1		0	2		0	4		0	6		0	9		0	6
0	,	2	0	,	4	0	,	2	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	2	0
		8	6		9	4		5	3		8	7		3	3		3	8		0	3		5	4
		0	8		0	8		0	9		0	6		0	3		0	1		0	7		0	6
0	,	2	0	,	4	0	,	2	0	,	2	0	,	3	0	,	2	0	,	1	0	,	2	0
		4	4		5	2		7	1		7	5		1	1		7	6		0	1		1	9
		0	4		0	3		0	7		0	1		0	2		0	5		0	4		0	5

アラ ト ビ	ネ グ ン ロ テ	モ ル ド	モ ナ コ	マ ル タ	ガ ル ビ ト	ゴ ル ナ エ ヘ ニ	ア ビ ツ ・ ス ト	ボ ラ エ ヘ ニ	ン ド ラ エ ヘ ニ	ベ ル ギ ル	ベ シ ラ ル	リ ブ アル ガ	ス フ ラ ン ジ ン	ラ フ イ ン ド ン	リ ハ ン チ カ	ン バ チ カ
0 , 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 6 0	’ 6 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 6 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 7 0	’ 6 0	’ 5 0	’ 6
0 7	0 5	0 8	0 2	0 0	0 5	0 9	0 9	0 9	0 9	0 3	0 8	0 2	0 0	0 5	0 0	0 0
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
0 , 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 6 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 6 0	’ 4 0	’ 5
0 5	0 3	0 6	0 9	0 8	0 3	0 8	0 7	0 0	0 6	0 0	0 9	0 3	0 8	0 9	0 3	0 8
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
0 , 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 5
5 1	2 0	3 2	9 5	3 3	9 9	3 4	0 4	6 6	6 3	4 7	9 5	8 8	3 5	3 3		
0 0	0 0	0 5	0 3	0 8	0 6	0 9	0 2	0 3	0 2	0 1	0 3	0 5	0 3	0 8		
0 , 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 5	
1 9	1 8	6 0	7 3	7 1	0 7	9 3	3 2	1 4	7 1	5 5	7 3	3 6	1 3	7 1		
0 0	0 1	0 6	0 1	0 6	0 7	0 2	0 4	0 1	0 5	0 2	0 1	0 2	0 5	0 6		
0 , 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 5 0	’ 4 0	’ 4	
5 5	5 5	5 7	5 9	4 8	2 4	3 0	8 9	3 0	3 9	2 2	5 9	2 2	9 0	4 8		
0 9	0 2	0 8	0 8	0 4	0 7	0 8	0 7	0 7	0 0	0 4	0 8	0 7	0 7	0 4		
0 , 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 4 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 4		
4 0	8 0	6 3	1 4	6 3	5 9	4 6	6 5	9 5	9 4	1 7	1 4	6 6	6 6	6 3		
0 8	0 4	0 1	0 3	0 0	0 7	0 7	0 3	0 0	0 7	0 7	0 3	0 8	0 2	0 0		
0 , 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 4 0	’ 3 0	’ 3	
4 5	1 5	7 8	7 8	8 7	8 4	5 2	4 0	5 9	6 0	0 3	7 8	0 1	3 1	8 7		
0 7	0 7	0 4	0 7	0 6	0 7	0 6	0 9	0 4	0 5	0 0	0 7	0 0	0 7	0 6		
0 , 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 3	
3 0	4 0	9 3	3 3	0 2	1 9	6 8	2 6	2 3	2 6	8 8	3 3	5 5	0 7	0 2		
0 6	0 9	0 7	0 2	0 3	0 8	0 5	0 5	0 8	0 3	0 2	0 2	0 1	0 2	0 3		
0 , 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 2	
5 6	2 7	4 0	0 8	9 7	4 5	8 5	8 2	1 9	3 2	1 4	0 8	6 0	7 3	9 7		
0 5	0 1	0 0	0 8	0 9	0 8	0 2	0 9	0 3	0 9	0 5	0 8	0 4	0 5	0 9		
0 , 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 3 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2	
0 4	1 5	6 8	9 6	4 5	5 3	4 3	2 1	5 7	4 1	3 2	9 6	2 8	6 1	4 5		
0 5	0 2	0 1	0 5	0 8	0 8	0 6	0 2	0 0	0 2	0 6	0 5	0 1	0 7	0 8		
0 , 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 1 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 1 0	’ 2		
6 2	0 3	9 6	7 4	8 3	6 1	1 2	5 9	0 4	4 9	4 0	7 4	7 5	4 9	8 3		
0 4	0 3	0 2	0 3	0 6	0 8	0 0	0 4	0 8	0 5	0 7	0 3	0 7	0 9	0 6		
0 , 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 1	0	’ 2 0	’ 1 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 1 0	’ 2 0	’ 2 0	’ 1 0	’ 2	
2 0	0 1	2 4	6 2	3 1	8 9	7 0	8 7	5 2	5 7	6 8	6 2	3 3	3 8	3 1		
0 4	0 4	0 4	0 1	0 5	0 8	0 3	0 6	0 5	0 8	0 8	0 1	0 4	0 1	0 5		

東中																			
ア	ア	サ	ク	ル	カ	ン	オ	イ	エ	シ	連	首	アン	ニ	ア				
ア	サ	ラ	ト	ウ	タ	マ	ラ	ク	ル	ス	邦	長	ラ	ス	フ				
ビ	ジ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	ラ	ラ	メ	メ	国	ブ	タ	ガ				
0	7	0	7	0	6	0	6	0	7	0	7	0	9	0	6	0	8	0	5
0	7	0	3	0	0	0	2	0	1	0	8	0	9	0	6	0	6	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	0	7	0	6	0	5	0	6	0	7	0	7	0	9	0	6	0	7
0	4	0	1	0	8	0	0	0	9	0	6	0	1	0	3	0	3	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	0	7	0	5	0	5	0	5	0	6	0	7	0	6	0	5	0	5
3	0	8	7	0	4	3	6	1	5	7	2	1	6	9	8	3	9	6	4
0	5	0	6	0	0	0	0	0	7	0	9	0	2	0	5	0	0	0	2
0	6	0	6	0	5	0	5	0	5	0	6	0	7	0	6	0	5	0	5
0	8	7	5	2	1	6	3	9	3	9	1	4	3	6	5	6	6	2	2
0	3	0	5	0	9	0	8	0	7	0	0	0	6	0	9	0	6	0	3
0	6	0	6	0	5	0	4	0	5	0	6	0	5	0	8	0	5	0	6
7	4	1	2	0	8	2	0	0	0	8	8	9	9	3	2	2	3	0	9
0	9	0	4	0	8	0	6	0	9	0	2	0	7	0	0	0	1	0	4
0	5	0	5	0	4	0	4	0	5	0	6	0	5	0	8	0	4	0	6
2	9	4	7	0	3	2	5	8	6	0	3	7	3	7	5	2	7	4	4
0	4	0	1	0	6	0	2	0	0	0	6	0	3	0	4	0	2	0	5
0	5	0	5	0	4	0	3	0	0	5	0	4	0	0	6	0	0	0	2
0	7	3	7	1	0	8	2	9	6	1	2	8	5	6	1	8	2	1	9
0	8	0	8	0	4	0	8	0	2	0	9	0	9	0	9	0	3	0	6
0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	4	0	5	0	6	0	3	0	5
2	8	1	6	0	3	2	4	5	6	4	4	3	0	5	2	2	5	2	4
0	3	0	6	0	2	0	4	0	4	0	2	0	5	0	3	0	4	0	7
0	4	0	4	0	3	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	3	0	2
7	3	9	2	4	9	9	0	9	2	9	0	9	5	1	7	9	0	3	0
0	8	0	3	0	0	0	0	0	5	0	4	0	3	0	1	0	6	0	7
0	4	0	4	0	3	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	3	0	2
5	1	8	0	6	6	3	7	7	0	2	8	2	2	8	4	3	8	8	8
0	6	0	2	0	9	0	9	0	6	0	6	0	8	0	4	0	3	0	9
0	3	0	3	0	2	0	2	0	7	0	7	0	2	0	8	0	7	0	4
3	9	8	8	8	4	7	5	4	8	4	6	5	0	6	1	7	5	4	7
0	4	0	1	0	8	0	7	0	7	0	7	0	2	0	8	0	9	0	0
0	3	0	2	0	2	0	2	0	3	0	4	0	2	0	4	0	2	0	4
1	7	7	6	0	2	1	3	2	6	7	4	9	7	4	9	1	3	0	5
0	2	0	0	0	8	0	6	0	8	0	8	0	6	0	2	0	6	0	1
0	4	0	4	0	3	0	2	0	3	0	4	0	5	0	0	3	0	0	1
カリニア																			
ガ	ベ	カ	ガ	リ	エ	ビ	エ	テ	エ	ト	エ	ダ	ウ	ラ	ア	エ	ア	シ	リ
ボ	ル	ー	ナ	ア	リ	ア	チ	イ	ス	エ	ジ	ガ	ン	ゴ	リ	ル	バ	ル	ア
ン	デ	ボ	ナ	ト	オ	ニ	ワ	ス	プ	ジ	ガ	ン	ゴ	ア	ジ	ノ	ダ	ン	ト
0	8	0	7	0	7	0	7	0	5	0	6	0	7	0	8	0	6	0	5
0	6	0	8	0	4	0	0	5	0	5	0	4	0	0	0	0	7	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	8	0	7	0	7	0	6	0	7	0	5	0	5	0	6	0	7	0	5
0	4	0	5	0	2	0	8	0	3	0	3	0	8	0	8	0	3	0	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	0	7	0	6	0	6	0	5	0	5	0	6	0	7	0	6	0	6
5	9	9	1	8	8	0	4	4	9	5	0	6	4	4	4	4	9	9	3
0	1	0	4	0	6	0	3	0	5	0	3	0	5	0	2	0	1	0	5
0	7	0	6	0	6	0	6	0	4	0	5	0	6	0	7	0	5	0	5
8	6	1	9	1	6	7	2	2	7	2	8	5	2	9	2	3	1	3	7
0	5	0	3	0	6	0	1	0	5	0	6	0	6	0	2	0	9	0	5
0	7	0	6	0	6	0	5	0	6	0	4	0	5	0	6	0	5	0	5
4	2	4	6	1	3	7	8	8	4	2	6	9	9	8	9	2	8	0	4
0	7	0	0	0	5	0	9	0	4	0	0	7	0	3	0	6	0	7	0
0	6	0	6	0	5	0	5	0	4	0	4	0	5	0	6	0	4	0	5
2	6	9	0	4	8	4	3	3	9	8	1	2	5	2	4	1	3	6	9
0	3	0	5	0	3	0	6	0	4	0	6	0	5	0	1	0	6	0	8
0	5	0	5	0	5	0	4	0	6	0	4	0	5	0	4	0	4	0	5
1	9	4	5	7	3	1	8	8	4	5	7	5	0	6	9	0	7	2	4
0	9	0	1	0	1	0	3	0	3	0	2	0	6	0	6	0	4	0	5
0	5	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	5	0	3	0	4
9	3	9	9	1	8	8	2	2	9	1	3	8	5	0	4	8	2	8	9
0	4	0	6	0	0	0	9	0	3	0	0	4	0	8	0	0	7	0	3
0	4	0	4	0	4	0	3	0	4	0	2	0	3	0	4	0	3	0	3
6	8	3	5	7	3	2	8	8	5	4	9	7	1	2	0	7	7	4	5
0	3	0	3	0	8	0	7	0	2	0	5	0	6	0	9	0	6	0	5
0	4	0	4	0	4	0	3	0	4	0	2	0	3	0	4	0	3	0	3
9	5	5	3	0	1	8	6	6	3	1	7	6	9	7	8	7	5	3	3
0	7	0	1	0	8	0	5	0	2	0	8	0	7	0	9	0	4	0	5
0	4	0	4	0	3	0	4	0	2	0	2	0	3	0	4	0	3	0	3
0	4	0	4	0	3	0	4	0	2	0	2	0	3	0	4	0	3	0	3
3	3	7	0	4	9	5	4	4	1	7	6	5	7	3	7	6	3	2	2
0	2	0	9	0	7	0	4	0	2	0	0	0	8	0	0	0	2	0	3
0	4	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	3	0	4	0	2	0	2
6	0	0	8	7	7	2	2	2	9	4	4	5	5	9	5	6	1	0	9
0	6	0	8	0	6	0	3	0	2	0	3	0	9	0	0	0	0	0	9

ン	ス	ブ	ジ	ジ	レ	シ	ア	ザ	ペ	リ	メ	サ	和	民	コ	共	コ	コ	ジ	コ	ケ	ビ	ギ	ギ	ア	ガ	ト	カ	
ン	ス	ブ	ジ	ジ	レ	シ	ア	ザ	ペ	リ	メ	サ	和	民	コ	共	コ	コ	ジ	コ	ケ	ビ	ギ	ギ	ア	ガ	ト	カ	
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
ダ	ダ	バ	チ	チ	ネ	ラ	ビ	シ	プ	ト	共	ゴ	共	ゴ	コ	ン	コ	モ	ル	ボ	ー	ト	ニ	ア	サ	ニ	ウ	ア	メ
0	0	8	0	8	0	8	0	7	0	5	0	8	0	9	0	9	0	7	0	8	0	7	0	7	0	8	0	7	0
0	0	4	0	3	0	4	0	4	0	7	0	6	0	4	0	4	0	0	1	0	0	0	8	0	6	0	8	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	8	0	8	0	8	0	7	0	5	0	8	0	9	0	9	0	6	0	7	0	6	0	7	0	8	0	7	0
0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	6	0	4	0	1	0	1	0	8	0	9	0	8	0	5	0	4	0	5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	7	0	7	0	7	0	6	0	5	0	7	0	8	0	8	0	6	0	7	0	6	0	7	0	7	0	7	0
8	7	0	6	1	7	8	8	5	2	5	9	1	6	1	6	7	5	1	5	0	4	9	9	1	0	6	0	6	0
0	5	0	6	0	7	0	6	0	9	0	1	0	8	0	8	0	1	0	1	0	3	0	4	0	9	0	4	0	2
0	0	7	0	7	0	7	0	6	0	5	0	7	0	8	0	8	0	6	0	7	0	6	0	7	0	6	0	7	0
9	5	6	4	6	5	1	6	5	1	8	6	6	4	6	4	8	3	7	2	7	2	1	9	6	7	1	9	1	3
0	3	0	4	0	3	0	6	0	3	0	5	0	2	0	2	0	3	0	8	0	1	0	3	0	6	0	3	0	9
0	0	7	0	7	0	7	0	6	0	4	0	7	0	8	0	8	0	6	0	7	0	6	0	7	0	6	0	7	0
2	2	4	1	4	1	1	3	6	8	4	2	3	0	3	0	0	0	9	7	8	4	6	4	4	4	6	8	0	
0	1	0	2	0	8	0	5	0	9	0	7	0	4	0	4	0	7	0	5	0	9	0	0	0	2	0	0	0	4
0	0	6	0	6	0	6	0	5	0	4	0	6	0	7	0	7	0	5	0	6	0	5	0	6	0	6	0	6	0
6	6	8	5	7	5	4	8	6	4	2	6	5	4	5	4	3	6	9	3	4	3	9	0	5	8	9	0	6	4
0	6	0	8	0	9	0	3	0	9	0	3	0	0	0	0	0	2	0	8	0	6	0	5	0	5	0	7	0	
0	0	6	0	6	0	6	0	5	0	4	0	5	0	6	0	6	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	5	0
0	1	2	0	0	0	7	3	7	0	1	9	7	7	7	6	1	8	8	1	8	4	5	6	2	4	5	4	9	0
0	2	0	5	0	1	0	1	0	9	0	9	0	6	0	6	0	7	0	2	0	3	0	1	0	8	0	1	0	0
0	0	5	0	5	0	5	0	4	0	3	0	5	0	6	0	6	0	4	0	5	0	4	0	5	0	4	0	5	0
5	5	6	5	3	4	1	8	7	6	9	3	9	1	9	1	9	7	7	2	8	2	9	9	6	7	9	9	2	3
0	7	0	1	0	2	0	0	0	9	0	4	0	2	0	2	0	2	0	6	0	9	0	6	0	1	0	6	0	3
0	0	5	0	5	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	5	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	4	0
8	1	7	0	3	9	7	3	7	3	6	8	8	6	8	6	1	3	8	8	2	8	3	5	1	2	3	5	4	8
0	3	0	8	0	5	0	8	0	7	0	3	0	1	0	1	0	7	0	1	0	7	0	3	0	6	0	3	0	7
0	0	4	0	4	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	5	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	4	0
0	9	3	8	8	7	0	1	8	2	9	5	3	3	3	3	1	3	5	8	6	5	3	3	0	5	3	6	6	
0	2	0	7	0	1	0	8	0	1	0	7	0	6	0	6	0	9	0	9	0	5	0	1	0	3	0	1	0	4
0	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	5	0	5	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	4	0
0	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	5	0	5	0	4	0	4	0	3	0	4	0	5	0	4	0
1	7	8	6	3	4	4	9	8	0	3	3	8	1	8	1	4	0	9	3	5	4	7	0	5	8	7	0	7	4
0	0	0	5	0	8	0	7	0	5	0	2	0	0	0	0	1	0	6	0	4	0	9	0	0	9	0	1	0	1
0	0	4	0	4	0	4	0	3	0	2	0	4	0	4	0	4	0	3	0	4	0	3	0	4	0	5	0	4	0
3	4	4	4	9	2	7	7	8	8	6	0	3	8	3	8	5	8	5	1	2	2	0	8	8	5	0	8	8	1
0	8	0	4	0	4	0	6	0	9	0	6	0	5	0	5	0	3	0	4	0	3	0	8	0	7	0	8	0	8

域地		二 所 在 地 総 領 事 館																	
号 別	事 館	レ ソ ト ン	ダ ラ ン ス	ア リ ベ リ	リ ビ ア	コ モ ロ	ビ モ ザ	タ モ ニ ー ク ン	シ モ ー ス リ	ダ ン ス	南 和 国 カ ア	リ 南 共 フ	マ リ ー ン ジ	イ マ ラ ウ	スマ カ ル ガ	ナ ボ ツ ワ			
円 総 領 事 事 館	0	5	0	6	0	7	0	9	1	0	5	0	7	0	8	0	6	0	
	0	5	0	9	0	4	0	0	,	0	5	0	1	0	2	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
円 1 号	0	5	0	6	0	7	0	5	1	0	5	0	6	0	8	0	7	0	
	0	3	0	7	0	2	0	0	,	0	3	0	9	0	0	0	0	1	
	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
円 2 号	0	5	0	6	0	6	5	8	1	0	4	0	6	0	7	0	6	0	
	5	0	9	3	8	8	0	2	,	4	9	8	5	6	6	0	8	8	
	0	3	0	5	0	6	0	0	0	7	0	4	0	5	0	0	0	1	
円 3 号	0	4	0	6	0	6	2	4	1	0	4	0	6	0	7	0	6	0	
	2	8	8	1	1	6	0	5	,	7	7	5	3	2	4	0	3	6	
	0	6	0	6	0	0	0	7	0	9	0	3	0	7	0	1	0	3	
円 4 号	0	4	0	5	0	6	0	9	0	4	0	6	0	7	0	6	0	6	
	2	6	2	8	1	3	3	8	8	4	2	1	3	1	0	2	1	3	
	0	0	0	8	0	5	0	9	0	2	0	1	0	9	0	1	0	2	
円 5 号	0	4	0	5	0	8	0	0	4	0	5	0	6	0	7	0	5	0	
	8	1	5	4	4	8	0	9	2	0	7	6	7	5	0	7	0	4	
	0	6	0	0	0	3	0	6	0	3	0	7	0	3	0	0	2	0	
円 6 号	0	3	0	4	0	5	0	8	0	3	0	5	0	6	0	7	0	5	
	5	7	8	9	7	3	8	0	6	5	3	2	2	0	7	3	6	1	
	0	3	0	2	0	1	0	2	0	6	0	1	0	4	0	4	0	7	
円 7 号	0	3	0	4	0	4	0	7	0	3	0	4	0	5	0	6	0	3	
	1	3	1	4	1	8	5	0	1	1	7	7	8	5	4	8	5	1	
	0	0	0	5	0	0	9	0	0	0	5	0	0	0	8	0	0	2	
円 8 号	0	2	0	4	0	4	0	6	0	2	0	4	0	5	0	6	0	3	
	7	6	8	6	4	9	3	6	5	3	8	0	2	6	0	7	6	2	
	0	8	0	7	0	8	0	7	0	4	0	1	0	6	0	7	0	9	
円 9 号	0	2	0	3	0	3	0	5	0	2	0	3	0	4	0	5	0	3	
	4	4	7	4	7	7	0	2	9	1	6	8	9	4	7	8	5	8	
	0	3	0	9	0	6	0	3	0	6	0	4	0	3	0	8	0	3	

ア ジ ア		ア ジ ア																	
ペ ミ ナ ン チ	ホ ダ ナ ン チ	ダ バ オ	ダ ブ チ	セ ラ チ	カ ラ チ	香港	青 島	瀋 陽	重 慶	上 海	广 州	釜 山	济 州	马 来 西 那 拉 新 加 坡	サ マ ダ ム バ ル ベ ナ チ エ ン パ ラ ン ガ	デ バ ス ヤ イ ン ル ベ ナ チ エ ン ル ガ	ム ル ベ ナ チ エ ン ル ガ		
0	4	0	5	0	4	0	4	0	4	0	6	0	7	0	5	0	5	0	
0	5	0	1	0	8	0	6	0	6	0	2	0	5	0	5	0	4	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	4	2	4	9	4	6	4	6	4	3	6	1	7	0	5	4	3	4	
0	3	0	8	0	6	0	4	0	4	0	3	0	0	1	0	0	2	0	
0	2	0	1	0	7	0	4	0	4	0	0	2	0	8	0	7	0	8	
6	4	5	4	3	4	1	4	1	4	3	6	2	6	2	4	3	4	5	
0	0	0	5	0	4	0	1	0	1	0	0	5	0	7	0	2	0	6	
0	5	0	2	0	0	9	0	9	0	8	0	6	0	8	0	1	0	7	
5	3	6	4	4	3	6	3	6	5	1	5	3	4	3	2	0	5	7	
0	6	0	0	9	0	7	0	7	0	6	0	2	0	0	8	0	3	1	
0	0	0	4	0	4	0	6	0	3	0	8	0	7	0	1	0	4	0	
4	3	8	3	5	3	1	3	9	5	0	5	4	3	3	8	3	4	5	
0	1	0	5	0	4	0	3	0	2	0	1	0	7	0	4	0	2	0	
0	5	0	6	0	8	0	4	0	4	0	2	0	0	7	0	1	0	3	
4	2	9	3	6	3	6	2	2	4	8	4	5	3	2	3	4	4	6	
0	7	0	0	0	0	9	0	8	0	3	0	1	0	2	0	0	2	0	
0	0	0	8	0	2	0	1	0	0	8	0	7	0	6	0	9	0	1	
3	2	6	2	8	2	5	2	8	4	3	3	1	2	4	2	1	2	0	
0	3	0	7	0	6	0	5	0	8	0	7	0	9	0	7	0	4	0	
0	4	0	0	5	0	7	0	7	0	6	0	5	0	7	0	9	0	4	
3	2	5	2	5	2	2	4	1	3	0	2	0	2	7	2	1	2	0	
0	1	0	5	0	4	0	4	0	3	0	5	0	6	0	7	0	4	0	
0	6	0	1	0	7	0	0	0	1	0	4	0	5	0	2	0	5	0	
3	1	3	2	1	2	5	2	5	4	8	3	8	2	6	2	7	2	2	
0	9	0	3	0	2	0	2	0	3	0	4	0	4	0	7	0	8	0	
0	8	0	2	0	9	0	3	0	1	0	2	0	4	0	6	0	3	0	
3	1	2	2	8	2	5	2	5	8	3	6	2	7	2	2	2	3	2	
0	8	0	1	0	0	0	0	0	9	0	1	0	2	0	5	0	1	0	
0	0	0	3	0	0	6	0	6	0	2	0	1	0	4	0	7	0	3	

パリ (軍縮會議)	州 欧			米 北			ア ジ ア		域 地		東 中			
	（関 国 際 機 会 議）	（在 ユ ニ ブ ネ ー ブ ）	（ジ ネ ー ブ ）	（在 国 際 機 ）	（在 国 際 機 ）	（ウ イ ー ン ）	航 空 機 関 ）	（モ ル ン ト リ オ ）	（ク ニ ュ ー ヨ ー ）	（合 諸 國 連 合 ）	（東 南 ア ジ ）	（ジ ヤ カ ル タ ）	所 在 地 三 政 府 代 表 部	
0 , 8 0 , 9 0 , 6	0 , 5 0 , 8	0 , 5	0 , 6	0 , 0 , 0	0 , 0 , 0	0 , 0 , 0	0 , 0 , 0	0 , 0 , 0	0 , 0 , 0	0 , 5	0 , 5	0 , 5	大 使 号 别	
0 4 0 6 0 7 0 0	0 8 0 8 0 0	0 5 0 5 0 0	0 2 0 2 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	使 表 部
0 , 8 0 , 8 0 , 6	0 , 5 0 , 7	0 , 5	0 , 6	0 , 1 0 , 5 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 4	0 , 4	0 , 4	公 使 号 别	
0 1 0 1 0 5 0 0	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 2 0 2 0 2	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	使 表 部
0 , 7 0 , 7 0 , 6	0 , 5 0 , 6	0 , 5	0 , 6	0 , 1 0 , 5 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 4	0 , 4	0 , 4	特 号 号 别	
8 5 8 5 0 0 0 6	4 2 0 2 0 2	8 6 0 6 0 8	1 5 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	0 6 0 6 0 6	使 表 部
0 , 7 0 , 7 0 , 5	0 , 5 0 , 6	0 , 5	0 , 6	0 , 1 0 , 5 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 4	0 , 4	0 , 4	1 号 号 别	
5 2 5 2 8 8 0 1	5 0 0 1 0 1	0 4 0 4 0 1	0 4 0 4 0 1	0 2 0 2 0 2	0 2 0 2 0 2	0 2 0 2 0 2	0 2 0 2 0 2	0 2 0 2 0 2	0 2 0 2 0 2	4 3 0 9 0 9	4 3 0 9 0 9	4 3 0 9 0 9	4 3 0 9 0 9	使 表 部
0 , 6 0 , 6 0 , 5	0 , 4 0 , 5 0 0	0 , 5 0 , 5 0 0	0 , 4 0 , 5 0 0	0 , 1 0 , 5 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 4	0 , 4	0 , 4	2 号 号 别	
1 8 1 8 4 4 0 1	1 7 0 0 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	9 0 0 1 0 1	4 1 0 4 0 4	4 1 0 4 0 4	4 1 0 4 0 4	4 1 0 4 0 4	使 表 部
0 , 6 0 , 6 0 , 4	0 , 4 0 , 5 0 0 4	0 , 5 0 , 5 0 0 4	0 , 4 0 , 5 0 0 4	0 , 1 0 , 5 0 0 4	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 3	0 , 3	0 , 3	3 号 号 别	
4 0 4 0 8 8 0 5	9 1 0 3 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	0 3 0 7 0 5	6 7 0 2 0 2	6 7 0 2 0 2	6 7 0 2 0 2	6 7 0 2 0 2	使 表 部
0 , 5 0 , 5 0 0 4	0 , 5 0 , 5 0 0 4	0 , 5 0 , 5 0 0 4	0 , 5 0 , 5 0 0 4	0 , 1 0 , 5 0 0 4	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 3	0 , 3	0 , 3	4 号 号 别	
7 2 7 2 2 2 0 9	7 6 1 6 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	9 3 0 8 0 8	0 , 3	0 , 3	0 , 3	5 号 号 别	
0 , 4 0 , 4 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 1 0 , 5 0 0 3	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	5 号 号 别	
0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 3 0 , 3 0 0 3	0 , 1 0 , 5 0 0 3	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	6 号 号 别	
5 9 5 9 1 1 0 3	6 7 8 4 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	0 1 0 7 0 5	7 5 0 5	7 5 0 5	7 5 0 5	7 5 0 5	使 表 部
0 , 3 0 , 3 0 0 5	0 , 3 0 , 3 0 0 5	0 , 3 0 , 3 0 0 5	0 , 3 0 , 3 0 0 5	0 , 1 0 , 5 0 0 5	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	7 号 号 别	
0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 1 0 , 5 0 0 2	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	8 号 号 别	
0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 1 0 , 5 0 0 2	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	9 号 号 别	
0 , 3 0 , 3 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 1 0 , 5 0 0 2	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	10 号 号 别	
7 0 7 0 4 4 0 2	0 0 5 6 0 6	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	0 9 0 9 0 9	6 0 0 5	6 0 0 5	6 0 0 5	6 0 0 5	使 表 部
0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 2 0 , 2 0 0 2	0 , 1 0 , 5 0 0 2	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 0 0 , 0 0	0 , 2	0 , 2	0 , 2	11 号 号 别	

別表第三研修員手当(第十九条関係)	カリフア		(経済協力)
	連合(アフリカ)	ベアバディスア	
0 , 7 0 4 円 号 1	0 , 7 0 7 円 号 1	0 , 7 8 7 円 号 2	0 , 6 0 , 6 0 , 6
0 , 3	0 , 6	0 , 3	0 , 2 0 , 0 2 0 , 0
0 , 7 8 4 円 号 1	0 , 7 8 7 円 号 2	0 , 7 6 7 円 号 3	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 0	0 , 0	0 , 1	0 , 0 0 , 0 0 0 , 0
0 , 7 6 3 円 号 1	0 , 7 6 7 円 号 2	0 , 7 4 6 円 号 4	0 , 6 0 , 6 0 , 6
0 , 8	0 , 3	0 , 9	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 7 4 3 円 号 1	0 , 7 2 6 円 号 5	0 , 7 2 6 円 号 6	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 6	0 , 7	0 , 7	0 , 4 9 0 , 4 9
0 , 7 2 3 円 号 2	0 , 7 0 6 円 号 7	0 , 7 0 6 円 号 8	0 , 6 6 0 , 6 6
0 , 4	0 , 5	0 , 5	0 , 3 0 3 , 0 3
0 , 7 0 3 円 号 2	0 , 7 0 5 円 号 9	0 , 7 2 5 円 号 1	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 2	0 , 1	0 , 6	0 , 3 0 0 , 0 3 0 , 0
0 , 7 8 2 円 号 2	0 , 7 8 6 円 号 3	0 , 7 6 6 円 号 4	0 , 5 9 0 , 5 9 0 , 5 9
0 , 9	0 , 2	0 , 0	0 , 4 0 , 0 4 0 , 4
0 , 7 6 2 円 号 2	0 , 7 4 5 円 号 5	0 , 7 4 5 円 号 6	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 7	0 , 8	0 , 8	0 , 3 9 0 , 3 9 0 , 3 9
0 , 7 4 2 円 号 2	0 , 7 2 5 円 号 7	0 , 7 2 5 円 号 8	0 , 4 0 , 0 4 0 , 4
0 , 5	0 , 6	0 , 6	0 , 2 9 0 , 2 9
0 , 7 2 2 円 号 2	0 , 7 0 5 円 号 9	0 , 7 0 5 冎 号 1	0 , 3 0 0 , 0 3 0 , 0
0 , 3	0 , 4	0 , 4	0 , 2 3 0 , 2 3
0 , 7 0 2 冮 号 2	0 , 7 8 5 冮 号 1	0 , 7 8 5 冮 号 2	0 , 3 0 0 , 0 3 0 , 0
0 , 1	0 , 2	0 , 4	0 , 8 0 , 0 8 0 , 0
0 , 7 8 1 冮 号 2	0 , 7 6 4 冮 号 1	0 , 7 4 4 冮 号 2	0 , 4 1 0 , 4 1 0 , 4
0 , 8	0 , 1	0 , 7	0 , 2 9 0 , 2 9
0 , 7 6 1 冮 号 2	0 , 7 2 4 冮 号 1	0 , 7 2 4 冮 号 3	0 , 5 2 0 , 5 2 0 , 5 2
0 , 6	0 , 8	0 , 9	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 7 4 1 冮 号 2	0 , 7 4 4 冮 号 1	0 , 7 2 4 冮 号 1	0 , 3 0 0 , 0 3 0 , 0
0 , 4	0 , 7	0 , 7	0 , 2 9 0 , 2 9
0 , 7 2 1 冮 号 3	0 , 7 2 4 冮 号 1	0 , 7 2 4 冮 号 1	0 , 5 0 , 0 5 0 , 5
0 , 2	0 , 0	0 , 5	0 , 1 0 , 0 1 0 , 1